

陳 情 文 書 表

平 2 6 陳 情 第 1 6 号	平成 2 6 年 1 1 月 1 1 日 受 理
件 名	国会における憲法論議の推進と国民的議論の喚起を求める意見書提出についての陳情
陳 情 者	秦野市鶴巻北 1 - 1 1 - 1 - 4 1 2 石津 博義
陳 情 の 要 旨	
<p>日本国憲法は、昭和 2 2 年 5 月 3 日の施行以来、国民主権、平和主義、基本的人権の尊重の三原則のもと、我が国の発展に重要な役割を果たしてきました。</p> <p>この三原則こそ、現憲法の根幹をなすものであり、今後も堅持されなければなりません。</p> <p>一方、現憲法は今日に至るまでの約 7 0 年間、一度の改正も行われておらず、この間、我が国をめぐる内外の諸情勢に大きな変化が生じていることを鑑みれば、憲法についても、直面する諸課題から国民の安全を確保し、福祉の向上を図る内容であることが求められます。</p> <p>このような状況の中、国会でも、平成 1 9 年 5 月の日本国憲法の改正手続きに関する法律（国民投票法）の成立に伴い、憲法審査会が設置され、憲法論議が始められています。</p> <p>憲法は国家の基本規定であり、その内容については国会はもちろんのこと、主権者である国民が幅広く議論し、その結果が反映されるべきです。</p> <p>よって、国会及び政府は、日本国憲法について、国会において活発かつ広範な議論を推進するとともに、国民的議論を喚起することを強く求めます。</p> <p>以上の趣旨から、次の事項について、地方自治法第 9 9 条に基づき、国会及び政府に対し意見書を提出していただきたく陳情いたします。</p> <p>陳情事項</p> <p>1 国会における活発な憲法論議の推進と、国民的議論を喚起すること。</p>	